

ご注意ください！

「野焼き」行為は、原則として禁止です！



廃棄物を屋外で焼却する「野焼き」行為は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」第16条の2において一部の例外を除き禁止されています。

焼却することで大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障をきたしている場合がほとんどです。近隣にお住まいの方に迷惑を掛けるような「野焼き」行為は行わないようにしましょう。

【「野焼き」行為の禁止の例外】

- ①国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却(例：河川敷、道路そばの草焼き)
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例：しめ縄、門松をたく行事等の地域行事)
- ④農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例：焼き畑、麦わらの焼却)
- ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

【このような相談が増えています！】

- ▽近所で草木を燃やすので、煙たくて大変
- ▽洗濯物に煙の臭いが付くので困っている
- ▽体調が悪い人がいるので悪化しないか心配

【違反した場合は？】

廃棄物の屋外焼却を行った場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその併科に処される場合があります。また、法人に当たっては3億円以下の罰金に処される場合があります。

「野焼き」をせずに処理するには？

【雑草(落ち葉)、枝(枝葉)の処理方法】

指定ごみ袋に入れ、燃えるごみとして出す。

【指定ごみ袋に入らない枝(枝葉)の処理方法】

▽50センチメートル以内の長さで束ねて「粗大ごみ処理券」を貼り、燃えるごみとして出す。

▽指定ごみ袋以外の丈夫な袋(必ず「枝」と表示して「粗大ごみ処理券」を貼る)に入れ、燃えるごみとして出す。

※1回のごみ出しで50キログラム以内である必要があります。

※枝(枝葉)以外のごみを入れた場合は回収されません。

【東海村清掃センターに直接持ち込む場合】

雑草(落ち葉)、枝(枝葉)とも50キログラム以内は無料です。その他、量が多い場合は受け入れできないことがあります。※枝(枝葉)は、長さ1メートル以下かつ直径20センチメートル以下である必要があります。

マナーを守った「もみ焼き」を！

これからの時期は、稲刈りが終わると^{くん}炭(米を収穫した際に出るもみ殻をいぶし焼きにして炭化させたもの)を作るための「もみ焼き」が、村内のあちこちで見受けられます。「もみ焼き」に関する苦情や相談が毎年多く寄せられています。「もみ焼き」をする際には、「住宅地では燃やさない」「周囲の住民に迷惑を掛けない」などの配慮が必要です。「野焼き」行為の例外に該当する場合でも、むやみに焼却してよいというわけではありません。生活環境上支障が生ずるなどの苦情等がある際は、指導等の対象となりますので、ご注意ください。

空き地の適正管理をお願いします！

近年、「隣の土地に雑草が繁茂し、虫の発生や、ごみがポイ捨てされて困っているので指導してほしい」といった問い合わせが多く寄せられています。このような管理の不徹底な空き地は、周囲の景観や生活環境を損ない、ごみのポイ捨ての対象となりやすいためだけでなく、火災や犯罪の発生の誘因にもなります。空き地の所有者は、定期的に土地の適正管理に努めていただきますようご協力をお願いします。

【問い合わせ】▽「野焼き」行為に関すること…環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)
▽ごみの直接搬入に関すること…東海村清掃センター(☎282-7289)